

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価等に係る必要な事項を定め、内部質保証の観点から踏まえた適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。

第2章 大学評価委員会

(大学評価の目的)

第2条 大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学（以下「本大学」という。）の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。

(大学評価委員会の設置)

第3条 本大学に、大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の職務)

第4条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、全学的視点から審議する。

- (1) 組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定に関すること
- (2) 全学的組織評価の実施に関すること
- (3) 質保証外部評価委員会による評価に関すること
- (4) 認証評価機関による評価に関すること
- (5) その他、学長が必要と認める事項に関すること

(評価委員会の委員)

第5条 評価委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長及び各研究科長
 - (4) 社会連携センター長、入学センター長、学務センター長、障がい学生支援センター長、教職センター長、学術研究支援センター長、総合研究所所長、キャリアセンター長、大学教育開発センター長、情報センター長、附属図書館長、国際化推進センター長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他、学長が必要と認めた者
- ② 学長が必要と認める場合には、学外有識者を委員に加えることができる。
- ③ 第1項第6号の委員については、学長が委嘱する。

(評価委員会の委員の任期)

第6条 前条第1項第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の委員長)

第7条 評価委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。

② 評価委員会は、委員の4分の3の出席によって成立する。

③ 議決を要する場合は、出席委員の3分の2以上の賛成による。

(委員以外の者の出席)

第9条 評価委員会は、必要がある場合には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(協力依頼)

第10条 評価委員会は、必要な範囲内において、部署等に、資料の提出等について協力を求めることができる。

② 評価委員会は、財政及び管理運営等の点検・評価に係ることについて、学校法人名城大学に対し

協力を求めることができる。

(大学評価専門委員会の設置)

第11条 評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進することを目的として評価委員会の下に、大学評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(専門委員会の職務)

第12条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、全学的視点から審議する。

- (1) 自己点検・評価活動の企画・立案・実施に関すること
- (2) 教育課程の編成に関する全学的な方針に関すること
- (3) その他、学長が必要と認める事項に関すること

② 専門委員会は、必要に応じてステークホルダーからヒアリングを行うことができる。

(専門委員会の委員)

第13条 専門委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長及び各研究科長
- (4) 事務局長
- (5) その他、学長が必要と認めた者

② 前項第5号の委員については、学長が委嘱する。

③ 第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員会の委員長)

第14条 専門委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(専門委員会の会議)

第15条 専門委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループの設置)

第16条 委員長が必要と認めたときは、専門委員会の下に、ワーキンググループを置くことができる。

(評価委員会及び専門委員会の事務)

第17条 評価委員会及び専門委員会の事務は、総合企画部及び大学教育開発センターが分掌する。

第3章 学部等評価委員会

(学部等評価の目的)

第18条 学部、研究科、センター、附属図書館及び研究所(以下「学部等」という。)の評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び体系的に行い、各学部等の教育目的等の達成に資することを目的とする。

(学部等評価委員会の設置)

第19条 学部等の評価等を実施するため、各学部等に学部等評価委員会を置く。

(学部等評価委員会の職務)

第20条 学部等評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、審議する。

- (1) 学部等の目的及び計画に基づいた組織評価及び個人評価の実施に関すること
- (2) 各学部等に係る認証評価機関による評価に関すること
- (3) 各学部等に係る質保証外部評価委員会による評価に関すること
- (4) その他、学部等評価に関すること

(学部等評価委員会の委員)

第21条 学部等評価委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)
- (2) 学部等から選出の委員 若干名
- (3) 学外有識者
- (4) その他、学部長等が必要と認めた者

② 第1項第2号から第4号の委員は、学部長等が協力要請する。

(学部等評価委員会の委員の任期)

第22条 前条第1項第2号から第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げな

い。

(学部等評価委員会の委員長)

第23条 学部等評価委員会に委員長を置き、学部長等がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(準用)

第24条 学部等評価委員会の委員会の運営については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(学部等評価委員会の事務)

第25条 学部等評価委員会の事務は、学部等事務室及び学務センターが分掌する。

第4章 質保証外部評価委員会による評価

(質保証外部評価委員会による評価の実施)

第26条 名城大学学則第2条第3項、名城大学大学院学則第3条第3項に基づき、質保証外部評価委員会(以下「外部評価委員会」とする。)を設置する。

② 外部評価委員会は、本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者等による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的とする。

③ 外部評価委員会に関することは、別に定める。

第5章 認証評価機関による評価

(認証評価機関による評価の実施)

第27条 認証評価機関による評価については、関係法令その他認証評価機関が定める実施方法等に準い実施するものとする。

② 学長及び学部長等は、認証評価機関による評価結果により、改善が必要と認められる場合には、その改善に努めなければならない。

第6章 雑則

(補則)

第28条 この規程の施行に必要なことは、別に定める。

附 則

① この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

② 「自己点検・評価委員会規程」は、この規程施行の日から、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。